

富田林市

男女が共に生きやすい

社会づくりを推進する条例

あ ら ま し



富田林市

男女が共に生きやすい社会とは？

【国の第3次男女共同参画基本計画】における、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会

- ① 固定的役割分担意識をなくした社会
- ② 男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会



～こんな時、あなたならどう思いますか？～

- 職場で、同僚の男性から、「妻が出産するので、育児休業を取りたいけど、みんなに迷惑かけるかな。」と相談されました。
- 上司が、企画に関わってきた女性社員に「今回の企画会議は時間外に行くから、君は参加しなくていいよ。」と言いました。
- 結婚してから、ずっと、「子どもはいつ？」「子どもを持って一人前」と言われ続けています。
- 息子から、進路について「保育士になりたい。」と相談されました。
- 町内会の申し合わせで、会長は、男性を選出することになっています。
- 夫の親の介護が必要になりましたが、周囲から、「あなたが仕事をやめて面倒みるのが当たり前よ。」と言われました。
- 妻が、仕事で遅くなると、先に帰宅した夫が夕食の支度にとりかかっていました。



「女性も男性も生きやすい社会」
について、考えてみましょう。

なぜ、条例が必要なの？

【男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例】前文内容要約

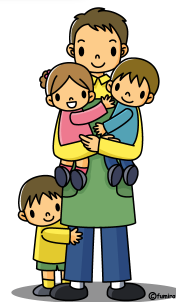
富田林市では、これまでから男女共同参画社会を実現するための取り組みを進めてきましたが、未だ解決すべき様々な課題があります。止まらぬ人口減少、激変する社会情勢の中、次世代を育む環境づくりを積極的に推進し、豊かで活力ある富田林市を築いていくためには、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を形成することが必要です。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できるような取組を進めていくことが、男女が共に生きやすい社会の実現につながっていきます。

今後とも、総合的、計画的に継続して、男女共同参画施策を推進していくための根拠として、「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を制定しました。

第3条 基本理念

男女共同参画社会実現のための
基本的な考え方を掲げています。



6. 国際社会の 取り組みを考慮

国際的な動きを理解して、
男女共同参画の推進に
取り組みましょう。

1. 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、
その能力を発揮できるよう
にしましょう。

2. 社会制度や 慣行についての配慮

性別で役割分担を決めてし
まうような社会制度を見直
し、個人が自由な選択ができ
るようにしましょう。

6つの

基本理念

5. 健康への配慮

男女がお互いの身体的特徴
について理解しあい、生涯に
わたって健康な生活を営む
ことができるよう配慮しま
しょう。

3. 政策・方針決定 等への男女共同参画

政策や方針の立案や決定をす
るとき、男女が共に対等に参画
できるようにしましょう。

4. 家庭生活及び 社会生活への参画

男女がお互いに理解協力
しあい、家庭生活と社会生
活に対等に参画できるよ
うにしましょう。



富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例

第4条 責務

市・市民・事業者・教育関係者が、それぞれの責務を果たし、協力して施策に取り組んでいきましょう。



男女が共に生きやすい社会を形成するには、市だけではなく、みなさんと協働して取り組む必要があります！

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例

第5条・第6条 禁止・配慮 してはならないこと。 配慮すべきこと。

性別による差別的 取扱い等の禁止

- ・「男だから」「女のくせに」など性別による差別的取扱いはしてはいけません。
- ・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを行ってはいけません。

広く伝える情報への 配慮

- ・ポスターやちらし・インターネットなど、多くの人が目にする情報の中での性別による固定的役割分担や異性に対する暴力などをイメージさせる表現を行わないように努めましょう。

第7～9条 施策の基本 市は何をするの？

男女共同参画計画

- ・男女共同参画施策の推進に関する基本的な計画を策定し、公表します。
- ・計画に基づき、施策を進めます。

拠点施設

- ・男女共同参画センター”ウィズ”を男女共同参画施策の拠点と位置付け、事業の充実を図ります。

男女が共に生きやすい 社会づくりを推進する 審議会

- ・男女が共に生きやすい社会づくりを進めていくため、審議会を設置し、男女共同参画に関する事項について意見を聴きます。

※審議会の詳細については、別に規則で定めています。



審議会の委員は、公募市民を含む10人程度で構成され、
男女いずれか一方の委員数が10分の4未満にならないようにします。

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例

富田林市条例第4号

平成23年3月18日公布

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等が明文化され、男女平等の実現に向けた取組が、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流と連動して進められてきている。また、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置付けている。

一方、急速な少子化、超高齢社会、激変する社会経済情勢の中、子育て支援の充実をはじめとする次世代を育む環境づくりを積極的に推進し、このまちで生きていくことの喜びを実感できる豊かで活力ある富田林市を築いていくためには、男女が共に生きやすい社会の形成を推進することが求められ、互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できるよう一層の取組が必要である。

ここに、富田林市は、男女が共に生きやすい社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「施策」という。）の基本的な事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が共に生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、共に責任を担い、かつ、均等に利益を享受することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する活動への参画機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対

し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就業環境等を害することをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等親しい関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的若しくは性的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が尊重され、男女が共にその能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されるこ

と。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、政策、方針等の立案、決定等に共に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に、共に参画することができるように配慮されること。

(5) 男女が互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 国際社会の取組を考慮して行われること。

(市及び市民等の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(第3項において「基本理念」という。)に基づき、施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、施策の実施に当たっては、国、大阪府、市民、事業者及び教育関係者との連携に努めなければならない。

3 市民、事業者及び教育関係者は、それぞれの場において、基本理念に基づき、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第5条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(広く伝える情報への配慮)

第6条 すべての人は、広く一般に伝える情報に

おいて、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害するおそれのある表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第7条 市は、施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(次項において「ウィズプラン」という。)を定め、公表しなければならない。

2 市は、男女が共に生きやすい社会実現のため、ウィズプランに掲げる具体的施策の実現に努めなければならない。

(拠点施設)

第8条 市は、男女共同参画の推進に関する取組の支援に当たり、男女共同参画センターを拠点とし、事業の充実を図らなければならない。

(男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会)

第9条 男女共同参画の推進を図るため、富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会(次項において「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている富田林市男女共同参画計画は、第7条第1項の規定による計画とみなす。

富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例 あらまし

発行：平成 23 年 5 月 25 日

編集：富田林市市民人権部人権政策課男女共同参画係

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

TEL0721-25-1000（内 474）FAX0721-25-9037